

ワクチン接種の進捗状況と体制等について

新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計

- 国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施。
- 市町村は住民向けの接種体制を構築し、接種を希望する方は原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受ける。
- ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも実施できる。
- ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要。

実施主体と関係者の役割分担

- ・ 厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施する。
- ・ 国・都道府県・市町村の役割分担については、主導的役割を果たす国、実施主体としての市町村、広域的な視点で市町村を支援する都道府県といった役割分担を基本として、接種体制・流通体制を速やかに整備する。

接種場所の原則と例外

- ・ 身近な地域において接種が受けられる仕組みとして、市町村は住民向けの接種体制を構築する。
- ・ 接種を希望する方は原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受けることとする。
ただし、長期間入院又は入所している方等、やむを得ない事情がある場合には、居住地以外の市町村で接種を受けることができることとする。

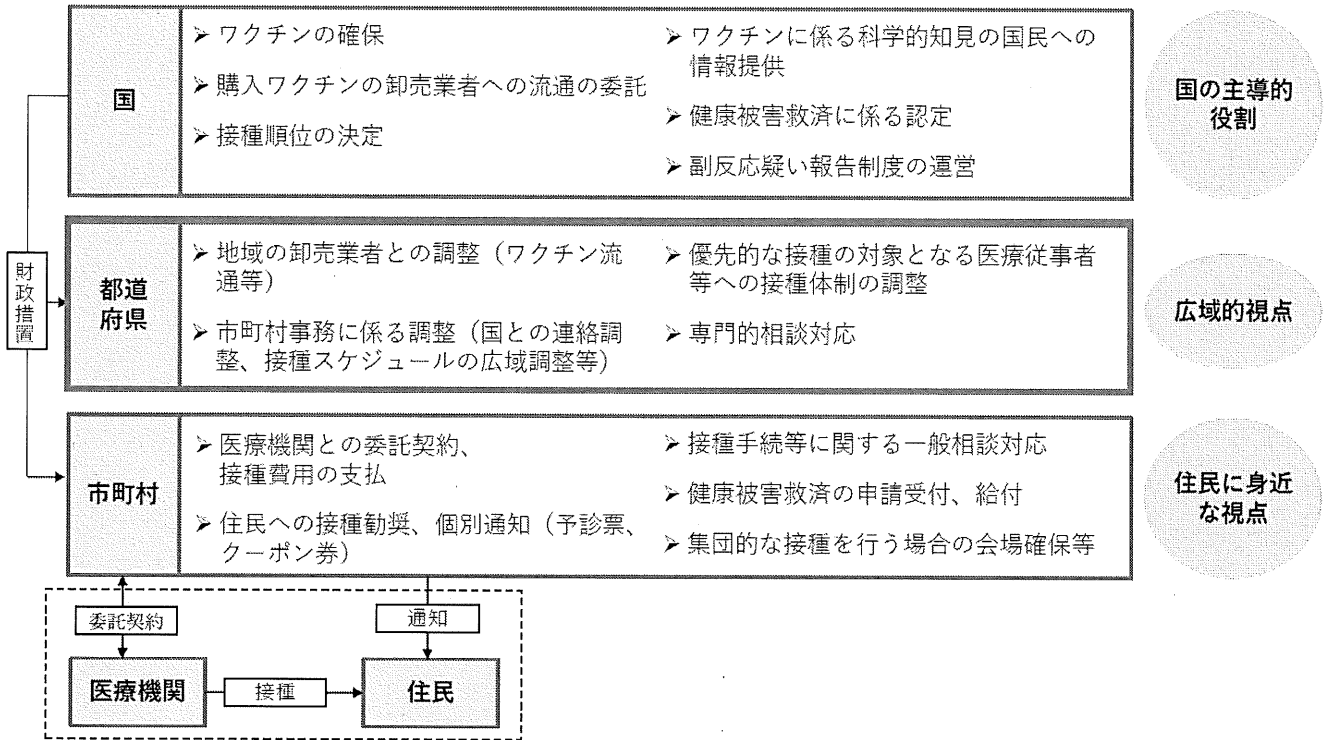
接種会場や接種方式

- ・ ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも実施できる。
（契約方式は、医療機関への委託契約、自治体直営のいずれでも実施できる。）
- ・ ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要がある。

新型コロナウイルスワクチンの接種にかかる実施体制

○国の主導のもと、必要な財政措置を行い、住民に身近な市町村が接種事務を実施し、都道府県は広域的観点から必要な調整を担うこととしたい。

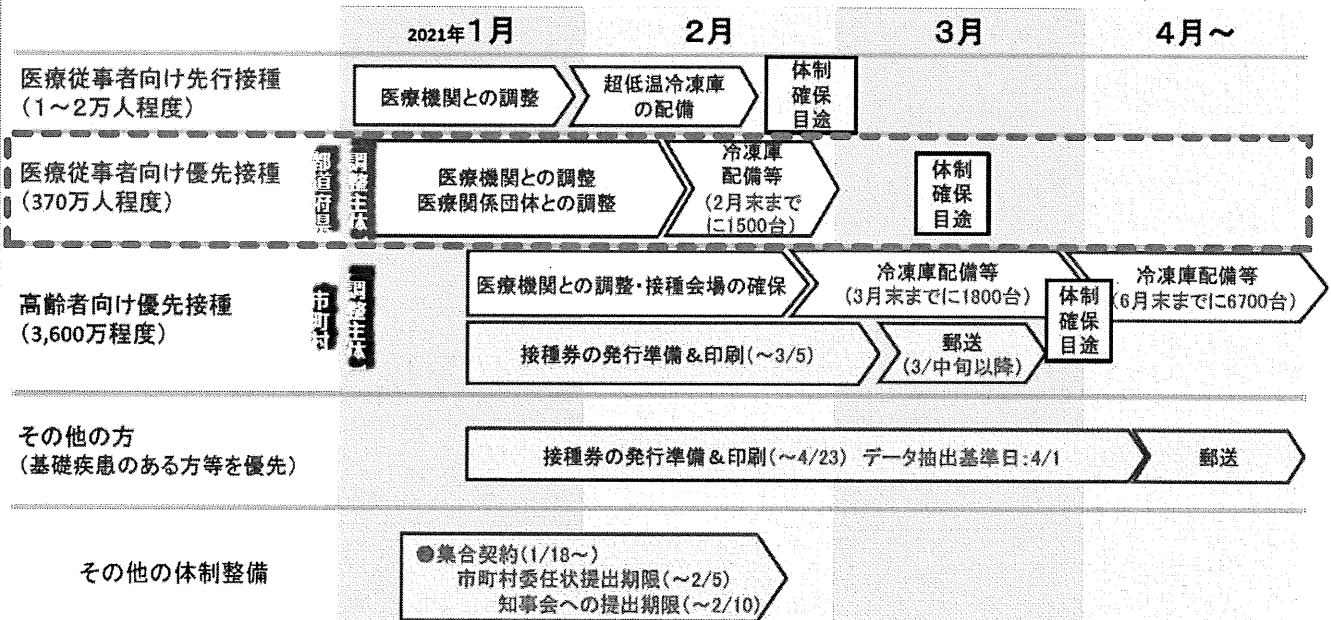
(注) 下図は予防接種法における接種の事務をベースとして、国の主導的役割を踏まえ作成。



(出典) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保について（都道府県説明会）（令和3年1月15日） 資料2

ワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

○ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



注: 優先順位は検討中の案に基づく

(出典) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保について（自治体説明会②）（令和3年1月25日） 資料1

優先接種の対象となる医療従事者等の範囲

○ 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者（注）を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある
医師 その他の職員

- ※ 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる。）
 - ※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とされる。
 - ※ バックヤードのみの業務を行う職員や中に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならない。
 - ※ 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とされる。
 - ※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。
 - ※ 助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。
 - ※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とされる。
- なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。

○ 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者（注）を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む。）

- ※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への応対を行う者に限る。

○ 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員

- ※ 救急隊員等の具体的な範囲は、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる、①救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消防非常備町村の役場の職員、⑤消防団員（主として消防非常備町村や消防非常備市町村の離島区域の消防団員を想定）。
- （参考）「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について」

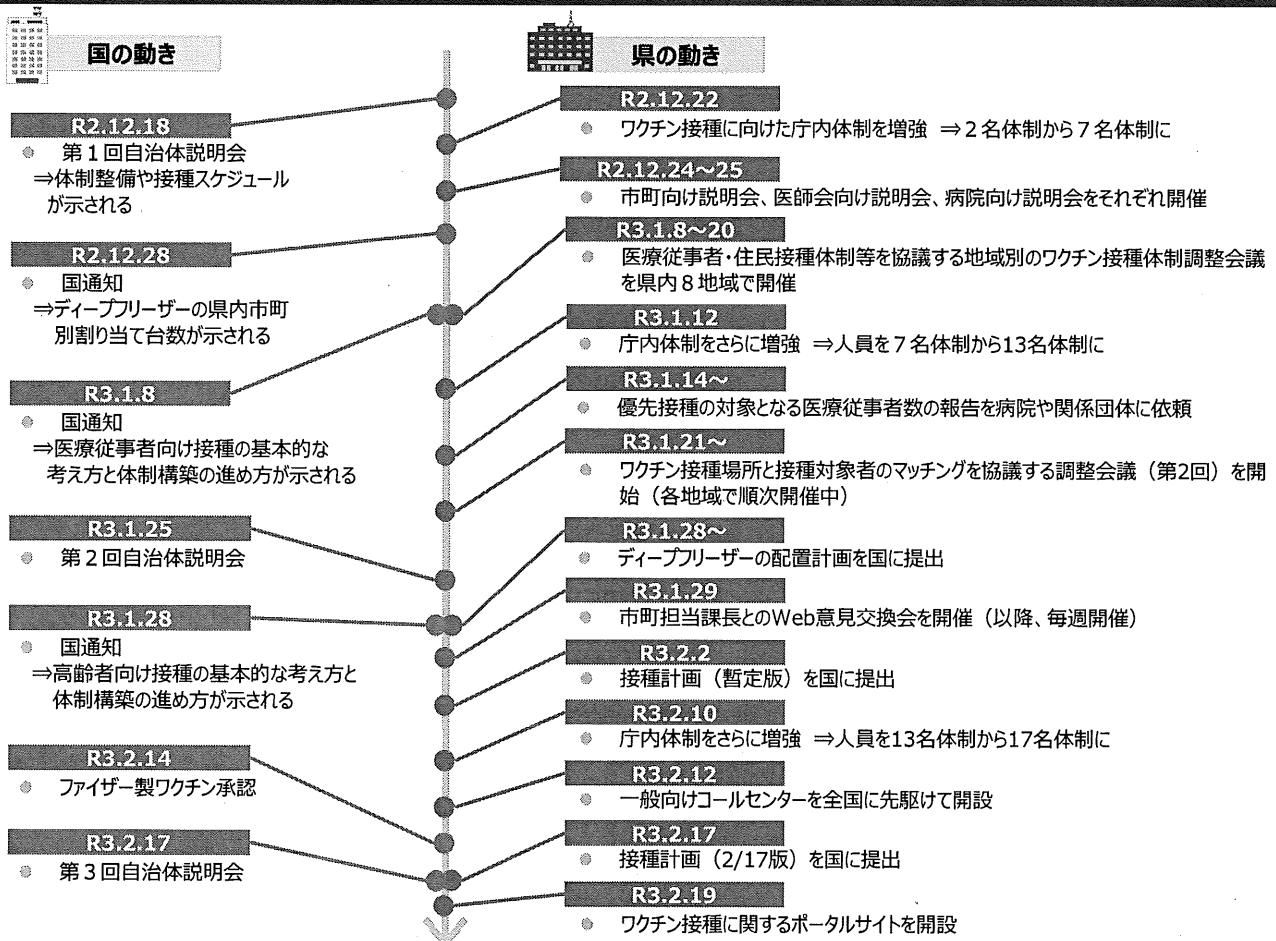
（令和3年1月15日付け消防庁消防・救急課、消防庁技術企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡）
○ 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

- ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検査所職員等
（例）保健所、検査所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者。
- ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者
（例）宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する業務を行う者。
- ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者
- ・ 自治体が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合に、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体が判断した者

注 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

（出典）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保について（自治体説明会③）（令和3年2月17日）資料1

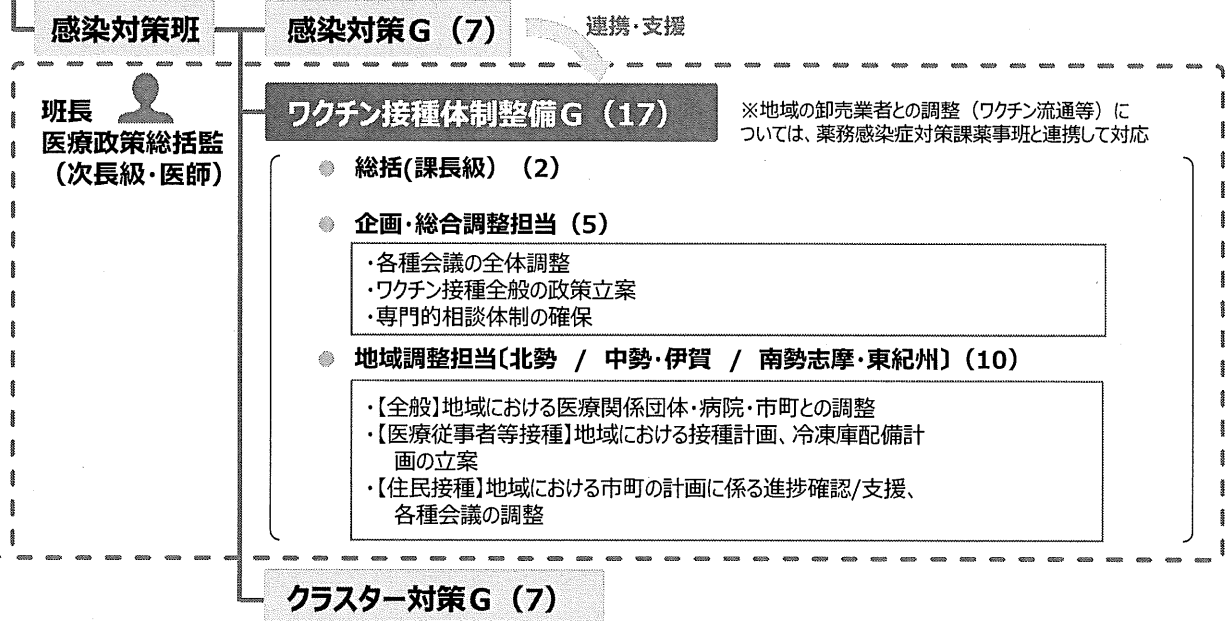
ワクチン接種体制構築に係るこれまでの流れ



ワクチン接種に向けた庁内体制

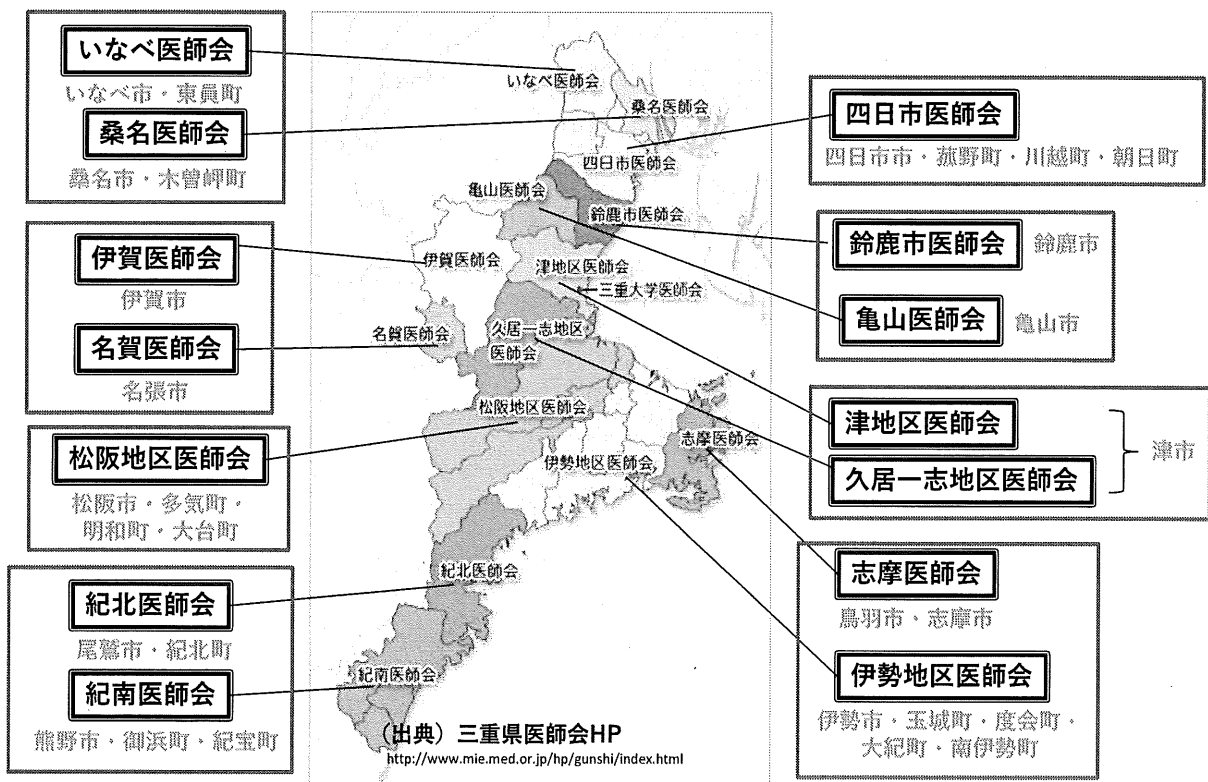
- 全庁的な協力を得て、現在17名体制でワクチン接種体制構築を推進
- 地域別に担当を置き、医療従事者向け接種・住民接種を一体的に調整

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局



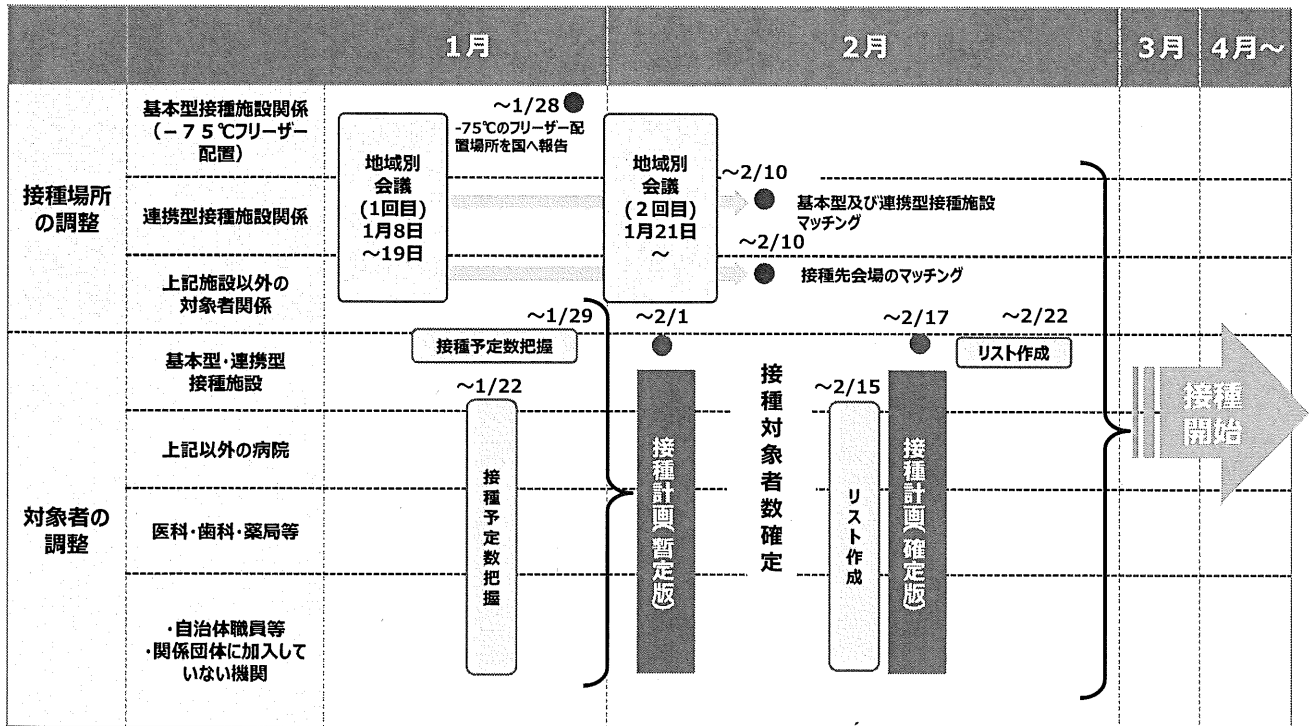
ワクチン接種体制検討の地域設定

- 地域医療構想の構想区域を参考に県内8か所の地域設定を行った上で、14の郡市医師会単位で接種体制を検討



医療従事者等向け接種に係る工程表（概要）

➤ 医療従事者向け接種においては、「-75℃ディープフリーザーの配置場所の確保」「接種場所の確保」「対象者の把握」「接種場所と対象者のマッチング」を軸に関係者と調整



8

本県における医療従事者等に対する接種スキーム

ワクチンの供給について

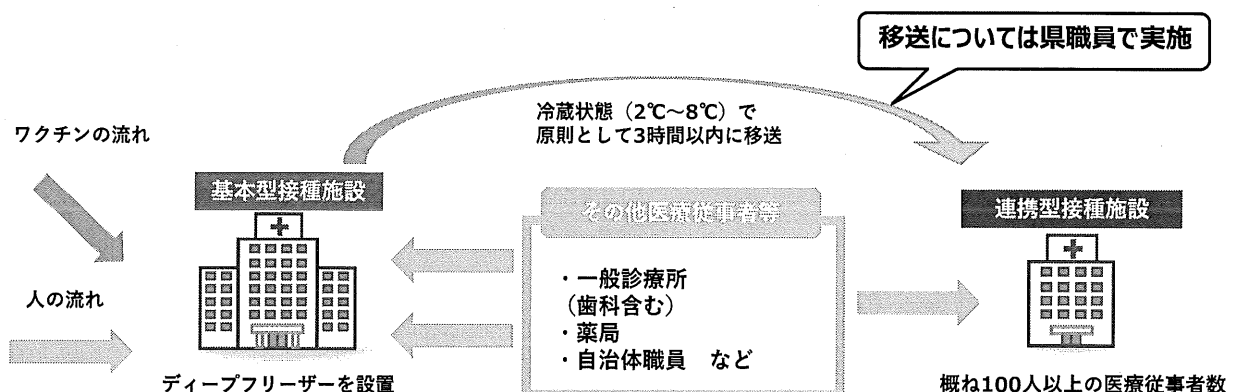
- ファイザー社のワクチンについては、195バイアル（975回接種分）単位で-75℃ディープフリーザー配置場所（基本型接種施設）に供給される。
- 連携型接種施設へは基本型接種施設から冷蔵状態（2℃～8℃）でワクチンを移送する。

基本型接種施設及び連携型接種施設の医療機関の医療従事者等に対する接種

基本型接種施設及び連携型接種施設の医療機関の医療従事者等については、従事する医療機関で接種を実施。

その他の医療従事者等に対する接種

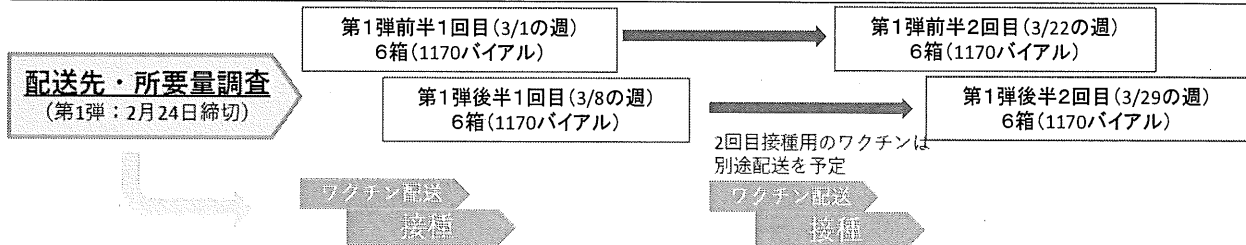
その他の医療従事者等（小規模病院・診療所・薬局の従事者、保健師・救急隊員等の自治体職員等）については、県が関係団体と調整のうえ、基本型接種施設または連携型接種施設において接種を実施。



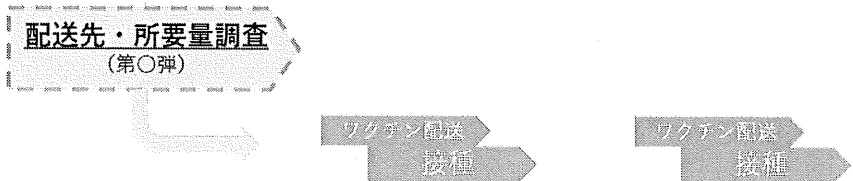
9

医療従事者等に対する優先接種に係るワクチン配送先・所要量調査について

- 医療従事者等に対する接種に当たっては、3月から段階的に供給がなされる見込みである中で、供給された段階で速やかに配分できるよう、ワクチン供給前に予めワクチン配送先・所要量に関する調査を行う。
- 所要量はV-SYSを介さずに都道府県を通じて集約し、ワクチンや針・シリンジの配送予定はV-SYSを介して連絡する予定。
- このため、都道府県には、各基本型接種施設（DF設置施設）のワクチン所要量（連携型接種施設に移送して使用する量を含む）を報告するようお願いする。
- 具体的には、第1弾の配分の供給予定量を、今週中に都道府県に内示するので、第1弾の配分でワクチンを配送する基本型接種施設を決めて、2月24日までに国に報告する。
※医療従事者等への第1弾の配分量は医療従事者等の接種に要する量の一部であり、その後第2弾以降の配分を順次行う予定。



※今後も、段階的な供給に応じて所要量・配送先の調査を行い、医療従事者等に対する優先接種に係るワクチンの配送を行う。



(出典) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保について(自治体説明会③)(令和3年2月17日) 資料1

10

医療従事者等向け優先接種（第1弾）

2月19日 医療従事者等向け優先接種の割り当てが提示 12箱×2(24箱)

	3/1の週 (前半1回目)	3/8の週 (後半1回目)	3/22の週 (前半2回目)	3/29の週 (後半2回目)	配付先
第1弾前半	6箱		6箱		基本型6施設
第1弾後半		6箱		6箱	基本型6施設

国からの説明事項

- 医療従事者等向け優先接種のシリンジは、1バイアルあたり5回分のものを供給
⇒ 12箱 × 195バイアル × 5 = 11,700人分 (対象者の20%程度)
- 1回目の送付先と2回目の送付先の変更は不可
⇒ 第1弾(3月分)で送付可能な基本型施設は12施設
⇒ フリーザー設置の22施設(先行接種実施4施設を除く)全てを対象に送付できない。
第2弾の配付計画は不明
- 冷凍状態での基本型一連携型の移送は可能となったが、基本型一基本型の移送は不可
⇒ 基本型を22施設のままの設定とすると、三重県に22箱×2(44箱)が配分されるまで、配付できない基本型施設が生じることとなる。



コロナ対応の最前線で従事している医療機関へ優先的に配布したい
地域性・対象者数を勘案して、フリーザーが設置されている施設の一部を連携型に変更し、基本型⇒連携型の小分けを行うこととした。

※基本型・連携型のカテゴリーは、現行システム(V-SYS)上、変更できないとのこと
(ただし、システム変更が検討されているとのこと)

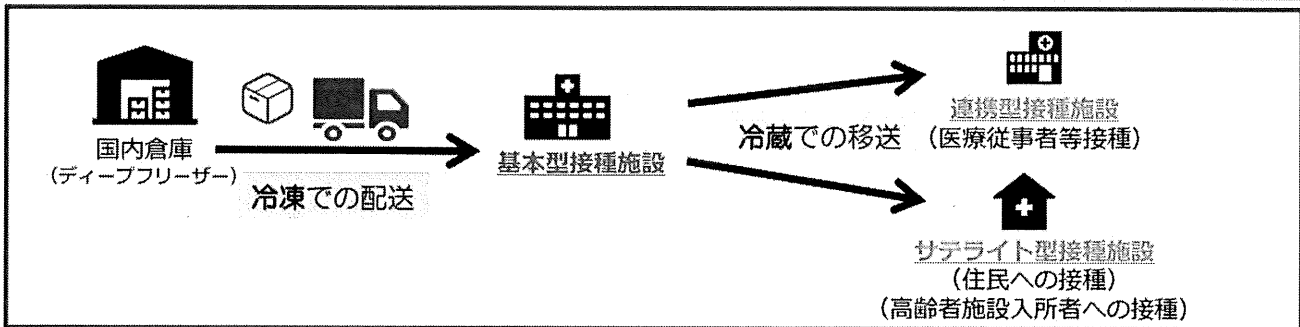
11

医療従事者等向け優先接種（第1弾）

配分週	基本型接種施設	移送先
3月1週目	三重大学医学部附属病院	—
	伊勢赤十字病院	—
	市立四日市病院	—
	桑名市総合医療センター	菟野厚生病院
	松阪中央総合病院	上野総合病院
	尾鷲総合病院	鈴鹿回生病院
3月2週目	鈴鹿中央総合病院	—
	県立総合医療センター	—
	済生会松阪総合病院	紀南病院
	松阪市民病院	いなべ総合病院
	市立伊勢総合病院	県立志摩病院
	岡波総合病院	名張市立病院

12

ファイザーのワクチンの小分けに関する条件と移送方法について



連携型接種施設とは

- 医療従事者等への接種に当たり、概ね100名以上の接種を行う施設が希望した場合、ワクチンを基本型接種施設から冷蔵で移送し、有効な期間内に自施設の従事者に接種する。

サテライト型接種施設とは

- 住民への接種に当たり、基本型施設1か所につき3か所程度（基本型施設と併せて人口5,000人に1か所程度）を上限として設置し、基本型接種施設から冷蔵で移送し、ワクチンを有効な期間内に接種する。
- 高齢者施設入所者や、離島・僻地での接種に必要な場合、上記の上限数を超過して、サテライト型接種施設を設置できる。

連携型・サテライト型施設に必要な準備

- 集合契約に加入し、V-SYSに基本情報・基本型施設等を登録
- 通常、冷蔵のワクチンを保管する冷蔵庫を予め保有
- ※ 保冷ボックス・保冷剤・バイアルホルダーは、国から基本型接種施設1か所当たり若干个を、基本型接種施設に提供予定。

移送の方法

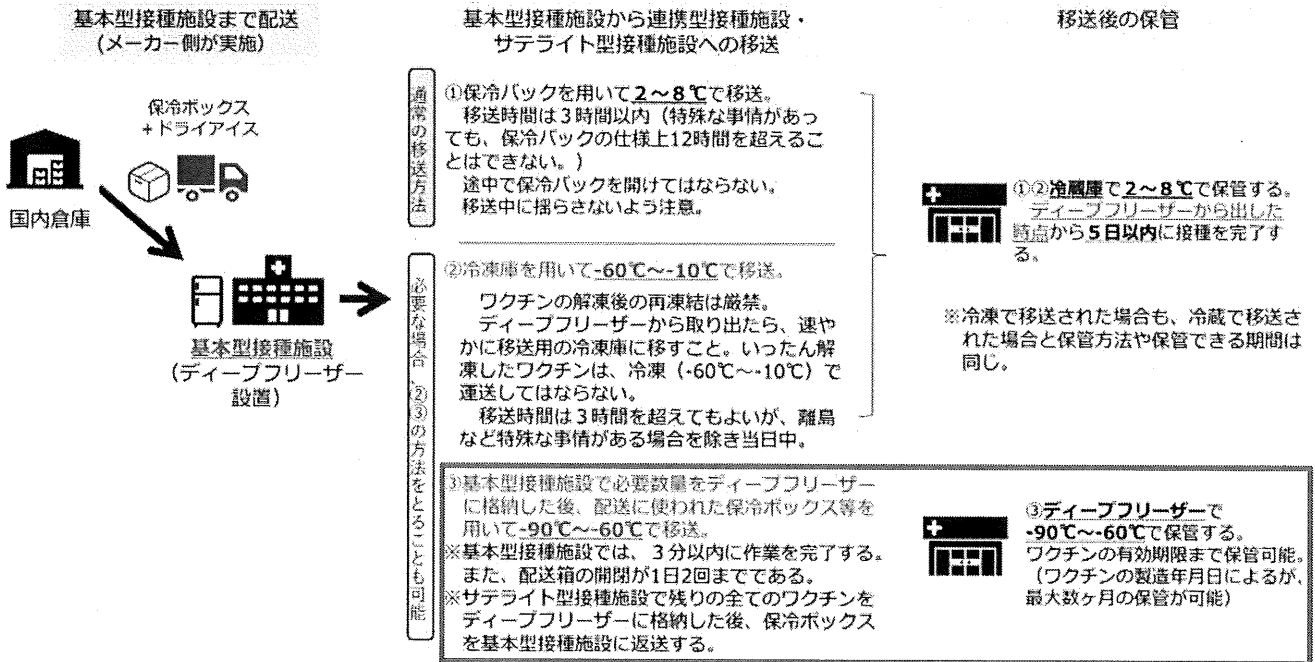
- 2℃～8℃を保って移送を行うため、保冷ボックスに、冷蔵した保冷剤ともに入れて移送。バイアルホルダーに入れ、バイアルが倒れないようにする。
- ワクチン本体、付属する文書（添付文書、シール等）、0.9%生理食塩水、国から提供される注射針・シリンジを併せて移送する。
- 基本型接種施設に記録台帳を置き、移送数・移送先を記録。
- 保管期限（解凍後5日）以内に必ず使用。保管期限を上回らないよう、移送日と使用日ごとの使用数を記録するほか、原則として1～2日間で使用する分ごとに移送。

- 移送に要する時間（冷蔵庫を出してから、冷蔵庫に入れるまで）は原則として3時間以内。離島等の特殊な事情がある場合でも12時間を超えることはできない。
- 原則として、連携型接種施設は同一都道府県、サテライト型接種施設は同一市町村内でワクチンを移送（人口の少ない市町村に1000回単位のワクチンを配分できないために、都道府県が特に認めた場合に限り、市町村域を越えても可。）

基本型接種施設からサテライト型接種施設へのワクチンの移送（ファイザー）

新たに可能となったこと

- 冷蔵での移送だけでなく、 $-60^{\circ}\text{C}\sim-10^{\circ}\text{C}$ で、ワクチンの移送を行うことができる。この場合の移送後の取り扱い、冷蔵で移送した場合と同様となる。
- サテライト型施設にディープフリーザーが設置されている場合は、配送に用いられた保冷ボックスを用いて、 $-90^{\circ}\text{C}\sim-60^{\circ}\text{C}$ で移送できる。この場合はワクチンの有効期限まで保管が可能。

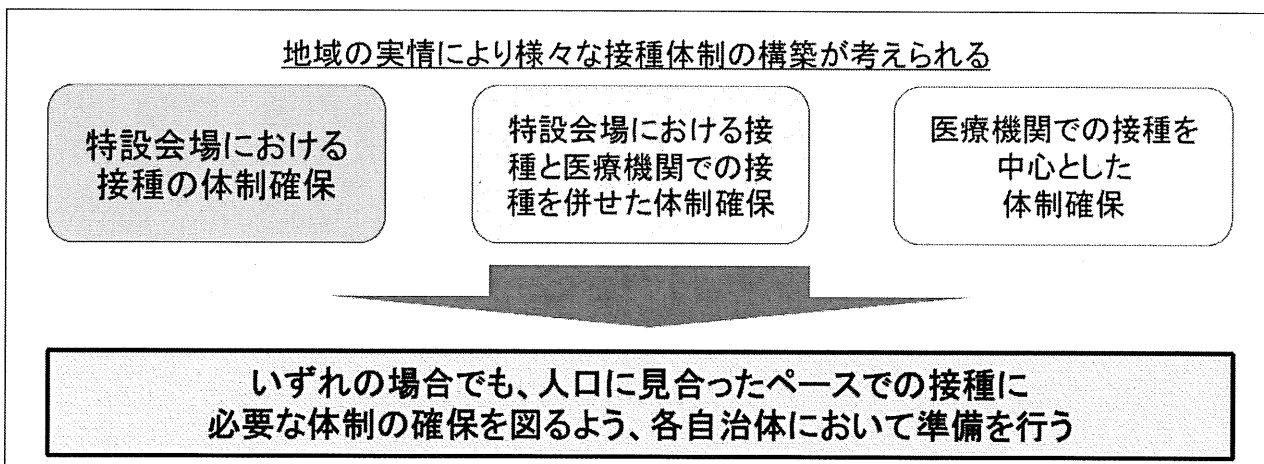


(出典) 第3回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会(令和3年2月17日) 資料1
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000740274.pdf>

14

接種体制の確保・実施計画の策定

○新型コロナワクチンの予防接種の実実施計画を各市町村において検討し、策定する。



※冷凍保存のワクチンについては、ディープフリーザーの配置場所を並行して検討する必要がある。

- ディープフリーザーは国で調達することから、各自治体の配置予定場所について、決定状況を毎月国に報告。
 - ・ 1月28日まで→少なくとも、2月設置分の配置場所について決定が必要
 - ・ 2月18日まで→少なくとも、3月設置分の配置場所について決定が必要
 - ・ 3月中旬まで→少なくとも、4月設置分の配置場所について決定が必要
- 注:翌々月以降設置分の配置場所については、決定している範囲で登録する(未定での登録も可能)。

(出典) 第2回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会(令和3年1月25日) 資料1
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16252.html

15

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」の開設

- 医療従事者等への接種を皮切りに新型コロナウイルスワクチンの県民への接種が始められることから、ワクチンに関する県民の質問に答えるとともに、的確な情報提供をおこなうため、全国に先駆けて新型コロナウイルスワクチン接種に関するコールセンターを開設

みえ新型コロナウイルス ワクチン接種ホットライン

☎ **059-224-2825**

9時から21時まで（土・日・祝日も対応）

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

0120-761770 9時から21時まで（土・日・祝日も対応）

16

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト」の開設

- 三重県で新型コロナウイルスワクチン接種を受ける方を対象に、ワクチン接種に関する最新情報を随時発信していくための、新型コロナウイルスワクチン接種に関するポータルサイトを開設

トップページ 県民の皆様へ 医療従事者等の皆様へ Foreign Language 関連リンク

三重県のワクチン接種に関する情報を提供します。

ご相談は
みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン
TEL **059-224-2825**
9時～21時（土・日・祝日も対応）

三重県は国の示している手引に基づき準備を進めています。

みえ新型コロナウイルス
ワクチン接種 ホットライン
TEL **059-224-2825**
9時から21時まで（土・日・祝日も対応）

17